

土砂等による土地の埋立て等届出 提出書類一覧

○提出書類

✓	書類の名称	部数	備考
	土砂等による土地の埋立て等届出書 (様式第1号)	2	一時堆積の場合は様式第2号を使用
	事業主の住民票又は 法人の履歴事項全部証明書	2	
	事業施工者の住民票又は 法人の履歴事項全部証明書	2	
	土地の全部事項証明書	2	インターネットのものは不可
	案内図	2	縮尺 1/1,500 から 1/10,000 程度 住宅地図の写し等
	公図	2	
	計画平面図	2	縮尺 1/100 から 1/1,000 程度
	土地造成図	2	縦断面図、横断面図及び土留構造図
	運搬計画書 (様式第3号)	2	
	運搬経路図	2	
	誓約書 (様式第4号)	2	
	残土証明書 (様式第5号)	2	
	埋立て等の契約書の写し	2	工事請負契約書等 (建設業法による書面作成義務あり) 事業主自らが施工する場合は不要
	道路占用又は水路占用の許可書の 写し	2	道路占用又は水路占用が必要な場合
	現況写真	2	事業区域全体を撮影したもの
	委任状	2	代理人が届出を行う場合
	実施制限期間短縮承認願	2	受理後30日以内に着工する場合

※各提出書類2部のうち1部は写しを提出することができます。

※住民票、法人の履歴事項全部証明書、土地の全部事項証明書及び公図は届出日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

※各提出書類の事業主欄は、施工業者ではなく施主について記入してください。

○ご注意

※農地で埋立て等を行う場合は、農業委員会への農地転用の許可申請又は届出が必要ですので、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

※3,000㎡以上の埋立て等を行う場合は、埼玉県東部環境管理事務所 (Tel: 0480-34-4011) への許可申請等が必要ですので、事前に埼玉県東部環境管理事務所へご相談ください。

※都市計画法による開発許可等を受けて行う3,000㎡未満の埋立て等については、市への届出が不要となる場合があります。

※300㎡未満の埋立て等については、市への届出は不要です。